

## 横芝光町農業委員会 3 月第 1 2 回定例総会議事録

1. 開催日時 令和 3 年 3 月 5 日(金) 午後 4 時～午後 4 時 5 0 分

2. 開催場所 横芝光町役場 第 1 会議室

3. 出席委員 (12 名)

会 長	4 番	萩原 智夫		
会長職務代理者	2 番	鈴木 忠夫		
委 員	1 番	宇井 久	3 番	土屋 正明
	5 番	大川戸 直美	6 番	佐久間 正好
	7 番	佐久間 幸子	8 番	長峯 高明
	9 番	越川 雅彦	10 番	行木 栄一
	11 番	小野 秀明	12 番	平山 雅英

4. 欠席委員 なし

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	古作 健二
主幹兼農政班長	林 栄

6. 議事日程

日程第 1 議事録署名委員及び会議書記指名の件

日程第 2 議案第 1 号

農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可否決定について

日程第 3 議案第 2 号

農地法第 4 条の規定による許可申請に対する県への意見について

日程第 4 議案第 3 号

農地法第 5 条の規定による許可申請に対する県への意見について

日程第 5 議案第 4 号

令和 2 年度第 1 2 次農用地利用集積計画(案)の承認について

日程第 6 議案第 5 号

令和 2 年度第 5 回農用地利用配分計画(案)の意見について

## 7. 会議の概要

事務局	これより、令和3年3月(第12回)定例農業委員会総会を開会します。 はじめに萩原会長よりご挨拶を申し上げます。
会 長	萩原会長挨拶
事務局	ありがとうございました。 本日の出席委員は、全員です。過半数が出席していますので、会議規則第6条の規定により、本総会は成立しております。 それでは、会議規則第4条の規定により、以後の議事進行につきましては萩原会長に議長をお願いします。
議 長	それでは、これより議事に入ります。 日程第1 議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。会議規則第13条第2項の規定により、議長が指名することに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声) 異議なしの声がありましたので、指名します。 5番 大川戸直美委員、12番 平山雅英委員をお願いします。 なお、会議書記には、事務局の林主幹を指名します。 日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可否決定について 上程します。 事務局に議案の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可否決定について 農地法第3条による許可申請書が提出されたので、本会の議決を求める。 令和3年3月5日提出 横芝光町農業委員会会長 萩原 智夫  次のページをご覧ください。 今回の3条の許可申請は、経営規模拡大のための売買による所有権移転4件です。 なお、譲受人と譲渡人はそれぞれ資料に記載のとおりです。 申請地①から④までの位置図を添付していますので併せてご覧ください。 1件目の申請地は、寺方 字 西中島の畑、773㎡です。

2件目の申請地は、横芝 字 大島の田、701㎡です。

3件目の申請地は、栗山 字 上野の田(現況は畑)、568㎡です。

4件目の申請地は、鳥喰新田 字 明治、一部台帳地目が山林となっていますが、現況はすべて田で、5筆、計3, 132㎡です。

申請のありました4件につきましては、いずれも譲受人の、機械保有、労働力、営農状況などから3条許可基準に適合していると考えます。

以上、議案第1号の説明とさせていただきます。

議長 ただいま、議案第1号の朗読並びに説明が終わりました。

1件目の案件ですが、担当委員は私となりますので、私から説明させていただきます。

4 番 この件については、譲渡人が経営規模を縮小したいため、経営規模拡大をめざす譲受人との協議が整い、自身の耕作地に隣接しており利便性がよいことから、売買により譲受人が農地を取得するものです。なお、申請地では植木を栽培する予定とのことです。よろしくお願ひします。

議長 説明が終わりましたので、1件目の案件について、質疑を許します。

(異議なしの声)

議長 異議なしの声がありましたので、質疑を終了し1件目の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

賛成全員よって、1件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。続いて2件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

1 番 1番宇井です。この件については、譲渡人に後継者がなく、経営規模を縮小したいため、経営規模拡大をめざし、隣接農地を耕作する譲受人との協議が整い、売買により譲受人が農地を取得するものです。なお、申請地では水稻を作付する予定とのことです。よろしくお願ひします。

議長 説明が終わりましたので、2件目の案件について、質疑を許します。

(異議なしの声)

議 長 異議なしの声がありましたので、質疑を終了し2件目の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

賛成全員よって、2件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。続いて3件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

1 番 1番宇井です。この件については、譲渡人が経営効率を図るため、経営規模拡大をめざす譲受人との協議が整い、売買により譲受人が農地を取得するものです。なお、申請地ではネギを作付する予定とのです。よろしくお願ひします。

議 長 説明が終わりましたので、3件目の案件について、質疑を許します。

(異議なしの声)

議 長 異議なしの声がありましたので、質疑を終了し3件目の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

賛成全員よって、3件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。続いて4件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

9 番 9番越川です。この件については、譲渡人に後継者がなく、農業経営を縮小したいため、経営規模拡大をめざす譲受人との協議が整い、売買により譲受人が農地を取得するものです。なお、申請地では水稻の作付けを予定しているとのことです。よろしくお願ひします。

議 長 説明が終わりましたので、4件目の案件について、質疑を許します。

(異議なしの声)

議 長 異議なしの声がありましたので、質疑を終了し4件目の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

賛成全員よって、4件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

日程第3 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する県への意見について 上程します。

事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。

事務局

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する県への意見について

農地法第4条による許可申請書が提出されたので本会の意見を求める。

令和3年3月5日提出 横芝光町農業委員長 萩原 智夫

次のページをご覧ください。

今回の4条の許可申請は、1件です。なお、申請者は資料に記載のとおりです。

申請の土地は、鳥喰新田 字 横田、畑96㎡、自家用車1台を駐車するための駐車場用地として申請がありました。

申請地の位置図、公図、土地利用計画図を添付していますので併せてご覧ください。

申請地は、横芝小学校南側十字路交差点から南へ約120mの位置にあります。

農地の区分は第2種農地と判断でき、周辺に代わりとなる土地がない場合には許可が見込まれます。

なお、現況が畑となっている隣接地は申請者の所有地となっており、そのほかは宅地と隣接しています。申請地は不整形の土地で隣接する宅地を造成した際の残地かと想定されます。また、隣接する畑とは高低差があるため、一体的な利用が難しい状況です。埋め立てや整地のための工事などは行わず、現状のまま利用する計画となっており、雨水は敷地内浸透としています。また、土地改良の受益地にはなっていません。

以上、議案第2号の説明とさせていただきます。

議長

ただいま、議案第2号の朗読並びに説明が終わりました。

この案件について、担当委員の説明を求めます。

9番

9番 越川です。申請地は、土地改良の受益地でもなく、付近の営農にも悪影響を及ぼさないため、問題ありません。

議長

説明が終わりましたので、この案件について、質疑を許します。

(異議なしの声)

議 長

異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、この案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

賛成全員よって、この案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

日程第4 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見について 上程します。

事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。

事務局

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見について

農地法第5条による許可申請書が提出されたので本会の意見を求める。

令和3年3月5日提出 横芝光町農業委員長 萩原 智夫

次のページをご覧ください。

今回の5条の許可申請は、5件です。

なお、譲受人と譲渡人はそれぞれ資料に記載のとおりです。

申請1件目の土地は、横芝 字 向根、畑及び田2筆で、現況はすべて畑の計459㎡です。なお、雑種地を含めた事業区域は496.39㎡となっています。専用住宅1棟を目的に売買により所有権移転するものです。

申請地①と記載の位置図、公図、土地利用計画図を添付していますので併せてご覧ください。

申請地は、JR横芝駅から南西へ約450mの位置にあります。都市計画の用途地域内にある第3種農地で、原則として許可が見込まれます。

住宅建築面積は104.05㎡を計画しています。なお、一般専用住宅で転用可能な面積の上限の範囲内となっています。

山砂で埋め立てを行い、ブロック土留めを施工する計画で、隣接農地の所有者へは説明済で、同意を得ています。

なお、接道要件を満たすため、北側に隣接する土地(現況:雑種地)を出入り口とし、排水管を埋設する計画ですが、土地所有者の承諾を得ています。

また、申請地は両総土地改良区の受益地になっていますが、土地改良区との協議が済んでおり、生活排水等の放流同意も得ています。

工事期間は、令和3年4月1日から令和3年12月31日までを予定しています。

土地代金、整地費及び建設費は自己資金により賄う予定ですが、金融機関からの預金残高証明書で、資金調達が可能であることを確認しています。

続きまして、申請2件目と申請3件目は、町を譲受人とする同一事業で、横芝小学校の新校舎建設のための学校用地の拡張で売買により所有権移転するものです。

新校舎が完成するまでは仮設の校舎を建設するための用地として、新校舎の完成後は、駐車場用地として整備し、スクールバス、学校職員、来客の駐車場などとして活用する計画です。

申請の土地は、横芝 字 原田の田及び畑で、2件目と3件目を合わせますと、14筆、計5, 142. 87㎡です。

なお、宅地等を含めた全体の拡張面積は、5, 387. 46㎡となります。

申請地②③と記載の位置図、公図、土地利用計画図を添付していますので併せてご覧ください。

申請地は、都市計画の用途地域内にある第3種農地で、原則として許可が見込まれます。

なお、両総土地改良区の受益地となっていますが、協議が整っています。

また、仮設校舎から排出される雑排水につきましては、既存の排水設備を経由して放流されることから新たに同意を得る必要はないと土地改良区から回答を得ています。今回の拡張予定地の隣接地は公衆用道路と学校用地のみですが、道路を挟んだ向いの土地所有者への説明も済んでいます。

土地代金、整地費、仮設校舎建設費、設計管理費等につきましては、国庫補助金を活用して事業を進めていく計画です。なお、関連する町予算につきましては、町議会の承認を経て決定されることとなります。

転用の時期ですが、令和3年4月1日に着手し、令和8年2月28日完了を予定しています。

なお、本件につきましては、3, 000㎡を超えるため、今月16日に開催予定の千葉県農業会議定例常設審議委員会の諮問案件となります。

続きまして、申請4件目の土地は、宮川 字 瓜暮、畑223㎡で、自家用車3台を駐車するための駐車場用地として売買により所有権移転するものです。

申請地④と記載の位置図、公図、土地利用計画図を添付していますので併せてご覧ください。

申請地は、海老川沼の南東約230mの位置にあり、譲受人が所有する宅地に隣接しています。役場からも1km以内(約800m)の位置にあるため、第2種農地に該当し、周辺に代わりとなる土地がない場合には許可が見込まれます。

申請地は大利根土地改良区の受益地となっていますが、土地改良区と協議が

整っています。また、雨水は敷地内浸透としており、隣接する農地はありません。

工事期間は、令和3年4月20日から令和3年5月31日までを予定しています。

土地代金及び整地費用は全額自己資金で賄う予定ですが、金融機関からの預金残高証明書で、資金調達が可能であることを確認しています。

続きまして、申請5件目の土地は、富下 字 町後及び居下の田2筆、現況はすべて畑の計488㎡です。専用住宅1棟を目的に親子間の贈与により所有権移転するものです。

申請地⑤と記載の位置図、公図、土地利用計画図を添付していますので併せてご覧ください。

申請地は、JAちばみどり南条出張所の北方向、県道横芝停車場・吉田線を挟んだ向いに位置しています。

第1種農地と判断できますが、住宅の場合は例外として許可が見込まれません。

住宅建築面積は135.63㎡を計画しています。なお、一般専用住宅で転用可能な面積の上限の範囲内となっています。

現況が道路面よりも高く土が盛られた畑のため、埋め立ては行わず、整地を行う予定です。なお、隣接農地の所有者は父親である譲渡人のみです。

また、申請地は土地改良区の受益地にはなっていません。生活排水等は県道側溝へ放流する計画で道路占用許可申請が済んでいます。

工事期間は、令和3年4月1日から令和3年9月30日までを予定しています。

整地費及び建設費は全額借入金により賄う予定ですが、金融機関への事前相談が済みであり、資金調達が見込まれています。

以上、議案第3号の説明とさせていただきます。

議 長 　　ただいま、議案第3号の朗読並びに説明が終わりました。

1件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

1 番 　　1番 宇井です。本件は、土地改良区とも協議が整っており、隣接農地所有者にも事業説明を行っており、問題はありません。

議 長 　　説明が終わりましたので、1件目の案件について、質疑を許します。

(異議なしの声)

議 長 異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、1件目の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

賛成全員よって、1件目の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

続いて2件目と3件目の案件につきましては、同一事業でありますので、一括して担当委員の説明を求めます。

1 番 1番 宇井です。本件は、土地改良区とも協議済みで、雑排水の放流手段も確保できており、また、事業の実施、予算確保等についても町議会の承認を得て適正に行われると見込まれ、問題はありません。

議 長 説明が終わりましたので、2件目と3件目の案件について一括して質疑を許します。

6 番 6番 佐久間です。図の点線内が事業区域とのことですが、白い部分は何ですか。

事務局 今回の5条の申請地以外の土地で農地ではない宅地などの土地になります。

6 番 道路は私道ですか。

事務局 町の道路になります。

議 長 他にありますか。他に異議等なければ質疑を終了し、2件目と3件目の案件について一括して採決します。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

賛成全員よって、2件目と3件目の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

続いて4件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

6 番 6番 佐久間です。昨日代理人と話をし、現地も確認しました。小さな農地で何も問題はありません。

議 長 説明が終わりましたので、4件目の案件について、質疑を許します。

6 番 6番 佐久間です。役場から1km 以内との説明がありましたが、役場から1km 以内は商業地、工業地、住宅地にするのがたやすいということですか。

事務局 転用許可における農地種別を判断する際の基準となります。役場等の周囲の宅地率によって500m以内であったり1km以内まで範囲が延長となったりします。

県の転用許可事務指針に定められています。

議 長 他に質疑等ありますか。なければ質疑を終了し、4件目の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

賛成全員よって、4目の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

続いて5件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

3 番 3番 土屋です。本件は、集落に隣接する農地に家を建てるもので、土地改良の受益地ではなく、隣接農地も譲渡人であるため、問題はありません。

議 長 説明が終わりましたので、5件目の案件について、質疑を許します。

(異議なしの声)

議 長 異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、5件目の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

賛成全員よって、5件目の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

日程第5 議案第4号 令和2年度 第12次農用地利用集積計画(案)の承認について 上程します。

事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします

事務局

議案第4号 令和2年度第12次農用地利用集積計画(案)の承認について  
農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定により令和2年度第12次  
農用地利用集積計画(案)が提出されたので、本会の議決を求める。

令和3年3月5日提出 横芝光町農業委員会長 萩原 智夫

次のページをご覧ください。

今回の利用集積は、新規設定2件、中間管理機構設定22件、再設定が6件  
の合計30件です。

初めに新規設定ですが、利用権を設定する者と利用権の設定を受ける者  
は、資料に記載のとおりです。

なお、すべての案件で利用権の種類は賃借権、設定期間は10年間となっ  
ています。

利用権を設定する農地ですが、

新規設定1件目は、鳥喰下字東表の畑、500㎡です。

新規設定2件目は、坂田字根古家の畑3筆、計1,411㎡です。

続いて中間管理機構設定ですが、利用権を設定する者、利用権の設定を受  
け転貸を行う者、転貸を受ける者は資料に記載のとおりです。

なお、すべての案件で利用権の種類は賃借権、設定期間は10年間となっ  
ています。

利用権を設定する農地ですが、

中間管理機構設定1件目は、篠本字昭和の田、2,008㎡です。

中間管理機構設定2件目は、篠本字新神谷の田、4,519㎡です。

中間管理機構設定3件目は、篠本字新神谷の田、5,695㎡です。

中間管理機構設定4件目は、篠本字新八丁の畑、3,000㎡です。

中間管理機構設定5件目は、篠本字百石新田の田、2,011㎡です。

中間管理機構設定6件目は、篠本字昭和の田、7,148㎡です。

中間管理機構設定7件目は、篠本字昭和の田、3,526㎡です。

中間管理機構設定8件目は、篠本字百石新田の田、5,774㎡です。

中間管理機構設定9件目は、篠本字下埜の畑、4,673㎡です。

中間管理機構設定10件目は、篠本字上五町の畑、820㎡です。

中間管理機構設定11件目は、新井字丘田及び 字新田の田2筆、  
計5,097㎡です。

中間管理機構設定12件目は、新井字新田の田、4,252㎡です。

中間管理機構設定13件目は、新井字中町の田、2,089㎡です。  
中間管理機構設定14件目は、新井字矢井道の畑、538㎡です。  
中間管理機構設定15件目は、新井字矢井道の畑、935㎡です。  
中間管理機構設定16件目は、新井字矢井道の畑、499㎡です。  
中間管理機構設定17件目は、新井字丘田の田、2,672㎡です。  
中間管理機構設定18件目は、新井字新田及び字丘田の田3筆、  
計10,542㎡です。

中間管理機構設定19件目は、新井字中町の田、5,081㎡です。  
中間管理機構設定20件目は、新島字茶畑の畑5筆、計8,653㎡です。  
中間管理機構設定21件目は、長倉字下境田の田、687㎡です。  
中間管理機構設定22件目は、宮川字川端の田2筆、計1,372㎡です。  
次に再設定ですが、利用権を設定する者と利用権の設定を受ける者は、資料に記載のとおりです。

なお、すべての案件で利用権の種類は賃借権となっています。

利用権を設定する農地ですが、

再設定1件目は、屋形字南及び字谷津川の田2筆、計10,861㎡で期間は10年間です。

再設定2件目は、鳥喰下字東表及び字後田の田4筆、計4,013㎡で期間は10年間です。

再設定3件目は、鳥喰上字宮ノ前の畑、972㎡で期間は3年間です。

再設定4件目は、宮川字入表の畑、843㎡で期間は10年間です。

再設定5件目は、小堤字壺町歩及び字下川田の田6筆、計3,831㎡で期間は6年間です。

再設定6件目は、鳥喰上字中原の田、816㎡で期間は10年間です。

なお、本計画(案)につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。

以上、議案第4号の説明とさせていただきます。

議 長

ただいま、議案第4号の朗読並びに説明が終わりました。

それでは、新規設定の案件について、一括して質疑を許します。

(異議なしの声)

議 長

異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、新規設定について、一括して採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

賛成全員、よって新規設定については、すべて原案のとおり決定いたしました。

次に、中間管理機構設定の案件について、質疑を許します。

(異議なしの声)

議 長

異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、中間管理機構設定について、採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

賛成全員よって、中間管理機構設定については、原案のとおり決定いたしました。

次に、再設定の案件について、審議を行いますが、6件目の案件が、越川雅彦委員に直接関係があり、議事参与の制限に該当しますので、当該事案については、分離して審議します。

まず、再設定の6件目の案件を審議しますので、会議規則第10条の規定により、採決が終了するまでの間、越川雅彦委員は、退室をお願いします。

(越川委員退室)

それでは、再設定の6件目の案件について、質疑を許します。

(異議なしの声)

議 長

異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、再設定の6件目の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

賛成全員よって、再設定の6件目の案件は、原案のとおり決定しました。

越川雅彦委員の入室を認めます。

(越川委員入室)

越川雅彦委員に、報告します。

ただいまの案件は、原案のとおり決定しました。

それでは、分離して採決を行った6件目の案件を除く、再設定の5件について、一括して審議します。

これより、質疑を許します。

(異議なしの声)

議 長

異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、再設定の5件について、一括して採決します。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員挙手)

賛成全員よって、再設定については、すべて原案のとおり決定いたしました。

日程第6 議案第5号 令和2年度第5回農用地利用配分計画(案)の意見について 上程します。

事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。

事務局

議案第5号 令和2年度第5回農用地利用配分計画(案)の意見について  
農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、令和2年度第5回農用地利用配分計画(案)が提出されたので、本会の意見を求める。

令和3年3月5日提出 横芝光町農業委員長 萩原 智夫

次のページをご覧ください。

今回の農用地利用配分計画は、耕作者の都合により合意解約された配分計画について、別の担い手へ再配分をしようとするものです。

次のページからは、配分先となる経営体の農用地利用配分計画を添付しています。

配分される農地は、谷台 字 東耕地の田5筆、計2,645㎡で存続期間は令和8年12月31日までとなります。

以上、議案第5号の説明とさせていただきます。

議 長

ただいま、議案第5号の朗読並びに説明が終わりました。

今回の農用地利用配分計画ですが、私に直接関係があり、議事参与の制限に該当します。

会議規則第10条の規定により、採決が終了するまでの間、私は退室をさせていただきます。

なお、この間の議長を鈴木忠夫職務代理にお願いいたします。

【議長交代】

職務代理	<p>それでは、農用地利用配分計画について、審議します。これより、質疑を許します。</p> <p>(異議なしの声)</p>
職務代理	<p>異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、この案件について、採決します。</p> <p>原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>賛成全員よって、議案第5号 農用地利用配分計画(案)については、異議ないものとして町長に意見を送付いたします。</p> <p>萩原会長の入室を認めます。</p> <p>(萩原会長入室)</p> <p>(萩原会長に対して)農用地利用配分計画は、異議ないものと決定しましたので、報告します。</p> <p>これで、議長の職を降ろさせていただきます。</p>
議 長	<p><b>【議長交代】</b></p> <p>以上で 提案されました議案の審議はすべて終了しました。</p> <p>慎重審議ご苦労様でした。</p>
事務局	<p>以上をもちまして、令和3年3月(第12回)農業委員会定例総会を閉会します。</p>